大阪公立大学
Osaka Metropolitan University
学術情報リポジトリ

継体祖先および息長氏始祖の系譜についての再考

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-12-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00007637

継体祖先および息長氏始祖の系譜についての再考

黒　田　達　也　＊

Review of the Genealogy of Tenno KEITAI's Ancestory and the OKINAGA's Root

KURODA　Tatsuya　＊

要　　旨

『釈日本紀』所引「上宮記」一云系譜に見える継体の祖先系譜はホムツワケを父系の祖とし，母系も詳細に記しており，一級史料である。しかし，この系譜も本来のものではなく，一定の改作を受けている。本稿では，ホムツワケ関係系譜を再検討して，ホムツワケをオシロワケの兄弟，生母はサホヒコとサホヒメの間の女サハヂヒメとするとともに，オホタラシヒコ―ホムツワケ―オホイラツコ―オヒ―ウシ―継体とワカタラシヒコ―ワカヌケ―オホホド…息長氏等という二系の系譜が合体されて「上宮記」一云系譜が成立したことを論じている。

はじめに

継体の出自については大きく王族（皇族）と近江～越前の地方豪族に分かれていることは周知のところである。近年では近江（～越前）に居住した王族という解釈が若干勢いを得ているかもしれない。また，継体の父方の祖として系譜上本来位置付けられていた者が，ホムタワケ（応神）と『古事記』『日本書紀』（以下『記』『紀』等と略記）で垂仁皇子とされるホムツワケのいずれかという問題も未解決のままであることも言うまでもない。

私見はホムツワケを継体の父方の本来の祖とする立場を取る。それは『釈日本紀』所引「上宮記」一云系譜（以下「『上宮記』系譜」と略記）に見える凡牟都和希王の「都」を「タ」と訓む実例が見当たらない（吉井巌，1967年）からであり，ホムタワケと訓むのは『記』『紀』に伝えられる系譜に緊縛されたものと思う。

本稿では，ホムツワケの王統譜上での位置付けをはじめとする継体の祖先系譜を，「ワケ王」や「諸国之別」も視野に入れて，再検討するとともに，「上宮記」系譜が継体の四世の祖とするオホホドを『記』が息長君系の始祖としている系譜について再考を加えることにより，本来の継体祖先系譜と息長氏系始祖系譜を復元することを主要な課題とすることにしたい。

Ⅰ　ホムツワケの父母

ホムツワケは『記』『紀』ともに垂仁と皇后（『紀』）サホヒメとの間の子としている。「サホヒメ」なる人名が大和国添上郡の地名サホ（佐保・狭穂・沙本等）に基づくものであることは言うまでもない。その母サホノオホクラミトメ・祖母カスガノタケクニカツトメ（『記』）ともサホ・カスガ（春日）を名に有しており，父ヒコイマスも和珥臣のオゲツヒメ（『記』）・ハハツ（『紀』）所生とされているように，和珥（春日）氏に密接に関わる存在とされていることは疑問の余地がない。

サホヒメの同母兄サホヒコは垂仁に叛き，サホヒメも垂仁を殺し得なかったが兄と行動を共にして死している。このサホヒコの乱は和珥氏系を否定しようとするものであり，王統譜における和珥氏系の系譜を否定・解体する段階（推古朝の「天皇記」編纂段階）で造作されたものとみられる（黒田達也⑪）。継体の祖がホムツワケ系から応神系に変更された事情としては，このような作為と関係するとみることは容易である。また，応神はオキナガタラシヒメ（神功）所生とされる。この応神の系統に継体が位置付けられれば，継体が息長氏と関係を有することになるのであり，継体を息長氏出自ととらえ得るか否かは別として，息長氏の意向によることも想定される。ともかく，継体の父方系譜を検討する場合，「上宮記」系譜の凡牟都和希王をホムツワケと考える以上は，先ずはその生母とされるサホヒメに注目しなければならない。

そもそも「亦名」や「更名」（『紀』）として合体されている人名は，類似名の場合は一応別として，本来独立した存在（とされていた者）の名であったと考えるべきである（黒田①，以下「前著」と記す）。そこで注目されるのは，開化記ではサホヒメが本名であり亦名がサハヂヒメとされるが，一方，垂仁記では，逆に后の本名はサハヂヒメでサホヒメは亦名となっていることである。

2006年4月12日　受理
＊　総合工学システム学科　一般科目文系
(DEPARTMENT OF INDUSTRIAL ENGINEERING
: Liberal　Arts)

垂仁后・ホムツワケ生母の名をサハヂヒメを本名，サホヒメを亦名とする垂仁記の記述は，サハヂヒメが本来の垂仁后名であることを示唆しているように思う。サハヂヒメがホムツワケの生母とされていたか否かは，サホヒメと合体されたことによりホムツワケ生母となったという事情も想定されるので，検討を要する。開化記のヒコイマス関係系譜でサホヒコの同母妹としてサホヒメが本名，サハヂヒメが亦名となっていること，垂仁記でもサホヒコに関わってはサホヒメで現われていること，また「サホヒメ」なる人名は「サホヒコ」と男女の一対を為すもので，このような人名は本来夫妻の関係で位置付けられていたとみるのが良い（前著）ことからすれば，サホヒメは本来垂仁后ではなく，サホヒコの妻とされていたことが想定される。しかし，サホヒメとサハヂヒメとが合体されたことの前提として，両者の間に元より何等かの血縁関係が設定されていたということは想像に難くない。一般的には，ともに同一人の妻であったのが，一方の所生子女の位置付けが変更されたことに伴って，両者が合体されたということもあり得るが，サホヒメをサホヒコの妻とみる限り，この想定は成立し得ない。

相関係する二女性の血縁関係としては，一般的（常識的）には，姉妹・母女・姨姪というのが考えられるところである。以下，それぞれの関係を検討しよう。

サホヒメがサハヂヒメの姪の場合は，サハヂヒメはヒコイマスの姉妹，ヒコフツオシノマコトの女になる（ヒコイマスが本来ヒコフツオシノマコトの子とされていたとみられることについては前著）。ヒコフツオシノマコトの女とされていたミマツ（キ）ヒメ（黒田⑤⑦）は崇神后で垂仁生母であるから，サハヂヒメをヒコフツオシノマコトの女とすれば，垂仁は生母の姉妹（妹）を后としたことになる。これと同様の系譜は，綏靖生母ヒメタタライスズヒメと后イスズヨリヒメ（神武紀・安寧紀の本文），ヒコイマス生母オゲツヒメと妻ヲゲツヒメ（開化記）等にも見られる（但しこれらの系譜は「天皇記」段階で造作・改作されたものとみられる，前著及び黒田⑦）ので，ミマツ（キ）ヒメとサハヂヒメとを姉妹とする系譜はあり得ないものではない。しかし，蘇我臣系は「天皇記」でヒコフツオシノマコトを自氏系（葛城系）の始祖として位置付け，ミマツ（キ）ヒメも，その女のままで残したか否かまでは不詳としても，葛城系としたとみられるのに対し，後者の妹で垂仁后サハヂヒメを和珥氏系のままで残したということは解し難く，あり得ないことと思う。

サホヒメが姨の場合。サホノオホクラミトメ所生のヒコイマス子女はサホヒコ・ヲザホ・サホヒメ・ムロヒコとされているので，サハヂヒメはヲザホかムロヒコの女というのが相応しいであろう。ヲザホは「小サホ」であり，サホヒコの弟として造作された人名とみられる（前著）が，その女として垂仁后が位置付けられるには相応の理由があって然るべきであるが，その理由は想定し難いように思う。ムロヒコは，「ムロ」＝「室」という大和国葛上郡牟婁（現御所市）の地名に因む人名とみられるとすれば，元来葛城系の存在として造作されたと考えられるのであり，このような者の女として和珥氏系のサホヒメと合体されるような女が位置付けられていたとも思えない。

サホヒメとサハヂヒメとが姉妹であったとすればどうか。サホヒメはサホヒコの妻からその妹に位置付けが変改されたとみられるのであるから，サハヂヒメも同様にサホヒコの姉妹に変更されて然るべきであり，この際にサホヒメとサハヂヒメとが合体される必要性は見出し難いように思う。

サホヒメがサハヂヒメの女であったとすれば，サホヒメがサホヒコの妻から同母妹に変更されたことによって，サホヒメの生母が不要になり，サハヂヒメとサホヒメとが合体されたという事情が想定される。しかし，この場合は，サハヂヒメが垂仁后とされていたとみられるのであるから，サホヒメが垂仁皇女からヒコイマスの女へ変改された事情を説明する必要があるとともに，サハヂヒメの父母及びサホヒコとサホヒメとの間の子女として誰が位置付けられていたかということも問題となる。

サホヒメがヒコイマスの女に変改された事情として考えられることは，サホヒメがまさしく和珥氏系であり，その垂仁皇女という位置付けを変改し，和珥氏に関わるヒコイマスの女，サホヒコの同母妹としたということ，サホヒコを垂仁に対する反乱者とするにはその妻が垂仁皇女というのは問題があるという事情によることが想定される。また，サホヒコとサホヒメとの間の子としてホムツワケが位置付けられていたことも考え得る。しかし，サハヂヒメの父母として誰を想定し得るかということに難点がある。

サハヂヒメをサホヒメの女とする位置付けでは，サハヂヒメとホムツワケとの関係は，兄弟姉妹（a）と母と子（b）という二様が想定される。（a）ではホムツワケがサホヒコ・サホヒメの子から垂仁皇子に変更されたことにより，元のサホヒメとホムツワケとの関係を残すために，サホヒメがサハヂヒメと合体されたとみることはできるが，元来の垂仁とサハヂヒメとの間の子女が不明となるのであり，（b）のホムツワケがサハヂヒメ所生という系譜の方が蓋然性が高いことになる。この場合は垂仁后サハヂヒメの父母は明確であり，サハヂヒメをサホヒメ生母とする系譜のような問題は生じない。しかし，それでもサホヒメの父母はどうかという問題がある。

サホヒコと同世代の和珥氏系の皇族はヒコイマスの子

女として集中的に位置付けられているので，サホヒメも現系譜と同様，ヒコイマスの女とされていたと考えることは可能であろう。しかし，ヒコイマスの女でサホヒコの異母姉妹とされていたのであれば，サホヒコの同母妹に変更される必要があったであろうか。応神皇子ウヂノワキイラツコと皇女ウヂノワキイラツメが「イラツコ」と「イラツメ」とを異にするだけの本来一対を為す人名であるにもかかわらず，前者は和珥氏のミヤヌシヤカ〔ハエ〕ヒメ所生，後者はその妹ヲナベ〔ノイラツメ〕所生とされていることを想起すれば尚更である。サホヒメ生母としてのサハヂヒメの場合も同様である。

サホヒメは元より，サハヂヒメも和珥氏と関わるとされていたとみられることからすれば，その内の一人は王族ではなく和珥氏そのものの出自とされていたとみては如何であろうか。ヒコイマスに関わる和珥氏系の人物としては，伝えられる系譜での世代関係からすれば，開化記でその生母・妻の兄とされるヒコクニオゲツ（ハハツ）ぐらいしか見当たらない。推測に過ぎないのであるが，このヒコクニオゲツ（ハハツ）の関係者とみてはどうかということである。それはともかく，垂仁后サハヂヒメとサホヒコ妻サホヒメのいずれが和珥氏出自とされていたかということについてである。

サハヂヒメは，継体の祖ホムツワケの生母であることからすれば，和珥氏出自の女所生よりは，和珥氏系の王族所生とされていたとみるのが良いのではなかろうか。一般の豪族よりも王族の方が身分が高いとされていたとみられるからである。従って，継体の祖ホムツワケは崇神兄弟ヒコフツオシノマコトの孫，ヒコイマスの子であるサホヒコと，和珥氏系のサホヒメとの間の女であるサハヂヒメ所生の垂仁皇子とされていたと考えられるということになる。

Ⅱ　「ワケ王」と「諸国之別」

本節ではホムツワケと共通する「ワケ」をその名に有する王族（ここでは「ワケ王」と記す）と，「ワケ」を称号とする地方豪族（所謂「諸国之別」）の王統譜上での位置付けについて見ておくことにする。

『記』『紀』所載の「ワケ」をその名に有する皇子は，孝霊皇子はヒコサシカタワケ（『記』，高志之利波臣・豊国之国前臣・五百原君・角鹿海直の祖）一人，開化皇子はタケトヨハヅラワケ（『記』，道守臣・忍海部造・御名部造・稲羽忍海部・丹波之竹野別・依網之阿毘古の祖）一人，垂仁皇子はホムツワケ，オホタラシヒコオシロワケ（景行），ヌタラシワケ（『記』）・ヌテシワケ（『紀』），イコバヤワケ（『記』，沙本穴太部之別の祖）・イケハヤワケ（『紀』），オチワケ（『記』，小月之山君・三川之衣君の祖）・オホヂワケ（『紀』），イトシワケ（『記』）・イタケワケ（『紀』），イハツクワケ（三尾君・羽咋君の祖，羽咋君は『記』のみ）の七人，景行皇子はクシツヌワケ（『記』，茨田下連の祖），オシ〔ノ〕ワケ，トヨクニワケ（日向国造の祖），トヨトワケ（火国別の祖，『紀』），オホスワケ（『紀』），タケクニゴリワケ（『紀』，伊予国御村別の祖），クニチワケ（『紀』，水沼別の祖），クニセワケ（一云ミヤヂワケ，『紀』）の八人（ミヤヂワケを独立させれば九人），仲哀皇子はホムヤワケ，オホトモワケ（『記』），ホムタワケ（『記』はオホトモワケの亦名とする）の三（二）人，応神皇子はハヤブサワケ一人，仁徳皇子はオホエノイザホワケ（履中），タヂヒノミヅハワケ（反正）の二人，履中皇子はイチノヘノオシハワケ（『記』で顕宗条一箇所のみに見える）一人である。王族全体では，天皇との系譜関係が明らかな者としては，孝元孫・オホヒコ子（『記』）のタケヌナカハワケ（阿倍臣の祖）とヒコイナコシワケ（膳臣の祖）が加わるので，応神に先立つ世代では，孝霊・孝元・開化・垂仁・景行の五天皇に関わって「ワケ王」が位置付けられていることになるが，孝霊皇子ヒコサシカタワケは現系譜に先立って開化皇子（前著），更には開化の原型の一方であるヒコオホヒヒの子（黒田⑦，）とされ，孝元皇子オホヒコとその子タケヌナカハワケはともにヤマトタケルの子（前著及び黒田⑩）とされていたとみられるので，開化・垂仁・景行に関わるということになる。

また，所謂「諸国之別」の始祖は，現系譜では，懿徳皇子はタギシヒコ（『記』，血沼之別・多遅麻之竹別）一人，開化皇子はタケトヨハヅラワケ（『記』，丹波之竹別）一人，孫ではヒコイマス子であるヲザホ（『記』，葛野之別・近淡海蚊野之別）・ムロヒコ（『記』，若狭之耳別）二人，曾孫ではヒコイマス孫ミカドワケ（『記』，三川之穂別）一人で，開化系は計四人，垂仁皇子はオホナカツヒコ（『記』，山辺之別・三枝之別・稲木之別・阿太之別・尾張国之三野別・吉備之石无別・許呂母之別・高巣鹿之別・牟礼之別）・イコバヤワケ（『記』，沙本穴太部之別）二人，景行皇子はイナセイリヒコ（『紀』，播磨別）・タケクニゴリワケ（『紀』，伊予国御村別）・クニチワケ（『紀』，水沼別）・トヨトワケ（『紀』，火国別）四人，孫では，オホウス子オシグロノヱヒコ（『記』，三野之宇泥須和気）とヤマトタケル子タケカヒコ（『記』，伊勢之別・登袁之別・宮首之別）・アシカガミワケ（『記』，鎌倉之別・小津之別・石代之別・漁田之別，仲哀紀元年条には天皇の異母弟アシカミカマミワケと見える）三人で，景行系は計七人，応神皇子はイザノマワカ（『紀』，深河別）一人であり，他にフナシワケの子で履中妃フト（フツ）ヒメノイラツメ・タカツルノイラツメの兄ワシヅミ（『紀』，讃岐国造・阿波国脚咋別）が知られるが，讃岐国造の祖で

あることからすれば，景行紀では皇子カミクシが讃岐国造の祖とされているので，景行系は八人になる。

懿徳皇子タギシヒコを祖とする血沼之別は，茅渟県に関わるものである。『播磨国風土記』揖保郡狭野村条の別君玉手や『正倉院文書』に見える日根郡少領別君豊麻呂等は『新撰姓氏録』和泉国皇別の和気公に関係する者であり血沼之別の後裔とみられる。然らば，和気公は犬上朝臣と同祖，倭建尊の後となっているので，血沼之別は景行に始祖を結ぶ所伝を有していたことになり，これと同祖である多遅麻之竹別も同様となる。また，応神皇子イザノマワカを祖とする深河別は開化孫ヲザホを祖とする葛野之別と同一氏族と推定されている（山尾幸久，1970年）。このようにみるならば，「諸国之別」は開化・垂仁・景行にその始祖を結んでいたことになり，「ワケ王」の位置付けと共通するということになる。

「諸国之別」の始祖数は景行系が八人で最も多いが，これは「并八十王之中，若帯日子命与倭建命，亦五百木之入日子命，此三王，負太子之名。自其余七十七王者，悉別賜国々之国造，亦和気，及稲置，県主也。」（景行記），「夫天皇男女，前後八十子。除日本武尊・稚足彦天皇・五百城入彦皇子之外七十余子，封皆国郡，各如其国。故，当今時，謂諸国之別者，即其別王之苗裔焉。」（景行紀4年2月条）とあることから，このような説話が景行に掛けられている理由はともかく，当然のことと言い得る。しかし，垂仁系は二人に止まるものの，開化系は四人であり少ないとは言えないと思う。「諸国之別」の氏族数で見るならば，景行系に始祖を結ぶものが十二（十四）氏であるのに対し，垂仁系は十氏，開化系は五（七）氏となり，比較的に開化系は少ないと言い得るが，垂仁系は景行系に迫っている。

「諸国之別」がそれらの始祖を結び付けている天皇は，現系譜では，景行は継体の祖ワカヌケフタマタ（「上宮記」系譜）からその生母オキナガマワカナカツヒメ→クヒマタナガヒコ→オキナガタワケ→ヤマトタケルと溯って行き当たる最初の天皇，垂仁は継体の母方を辿って到る最初の天皇，開化は継体の父方を溯った最初の天皇応神の生母神功の祖（『記』は五世の祖，『紀』は曾祖父）に当たるのであり，いずれも継体との関係で重要な位置を占める存在と言い得る。このことから，「諸国之別」は継体系王統の成立や地方制圧に何らかの役割を果たしたものと想定できる（前著）。しかし，「諸国之別」の始祖と伝えられる者が全て現系譜の如く元より位置付けられていたわけではなく，「ワケ王」も同様である。復元系譜等を基に再検討しなければならない。

先ず「ワケ王」について。

孝霊皇子ヒコサシカタワケは，前述のように，現系譜に先立って開化皇子，更には開化の原型の一方である和珥氏系のヒコオホヒヒ（黒田④）の子とされていたことが想定されるが，その生母はオホヤマトクニアレヒメ（『記』）・ヤマトクニカヒメ（『紀』）であり，父系・母系とも和珥氏系である（黒田⑦）。尚，開化の原型の他方ワカヤマトネコや孝霊の原型〔オホ〕ヤマトネコ・ヒコフトニ，また孝元の原型の一方ヒコクニクルも和珥氏系に位置付けられていたとみられる（黒田⑦）。

開化皇子タケトヨハヅラワケは，現系譜では，生母がカヅラキノタルミノスクネの女ワシヒメで，葛城系とされているが，原型はハヅラワケで，反正＝ミヅハワケの同母兄弟でイハノヒメ所生とされていたとみられる（黒田⑤）。尚，イハノヒメはカヅラキノソツヒコの女と伝えられるが，元は欽明后・宣化皇女のイシヒメ（イハノヒメ）が架上された者で和珥氏に関わることが想定される（黒田⑨）。

垂仁皇子ヌタラシ（ヌテシ）ワケはヌバタノ（ニ）イリヒメ所生，イコバヤ（イケハヤ）ワケはアザミノ（ニ）イリヒメ所生，オチ（オホヂ）ワケとイトシ（イタケ）ワケは山代（山背）のカリハタトベ所生，イハツクワケはカリハタトベ妹ヲトカリハタトベ（『記』）やヤマシロノカニハタトベ（『紀』）の所生とされる。ヌバタノ（ニ）イリヒメ・アザミノ（ニ）イリヒメは元来崇神（原型）皇子とされていたヤツリノイリヒコの女に位置付けられていたが，後に和珥氏系のタニハノヒコタタスミチノウシ（ヒコイマスの子）の女とされた者（黒田⑬），カリハタトベやヲトカリハタトベ・ヤマシロノカニハタトベは和珥氏系である（前著）。ホムツワケは，前節でみたように，和珥氏系のサホヒコとサホヒメの間の女サハヂヒメ所生であり，景行の原型の一方オシロワケはオホタラシヒコの子で，和珥氏系の祖ヒコフツノオシノマコトの女や孫とされていたオホタラシヒメの所生とされていたとみられる（黒田⑫）ので，垂仁皇子の「ワケ王」は，「イリ」系と関係する者もあるが，『記』『紀』前の一時期（欽明～敏達段階での和珥氏系によって形成された系譜）には全て和珥氏系とされていたということになる。尚，垂仁の生母ミマツ（キ）ヒメは現系譜では孝元孫・オホヒコ女であるが，和珥氏系の祖ヒコフツオシノマコトの女や姉妹とされていたとみられる者である（黒田⑤⑦等）。

クシツヌワケはハリマイナビノオホイラツメ所生でヲウス（ヤマトタケル）同母兄，オシ〔ノ〕ワケ・オホスワケはヤサカノイリヒメ所生，トヨクニワケは日向のミハカシヒメ所生，タケクニゴリワケは阿倍氏タカダヒメ所生，クニチワケ・クニセワケ（一名ミヤヂワケ）・トヨトワケはソノタケヒメ所生（但し『記』はトヨトワケ生母を一妻とのみ記す）とされる。ヤサカノイリヒメは現系譜では景行后であるが，それに先立っては垂仁妃とされていた（前著）。また，タカダヒメの父阿倍氏コゴトは

反正妃ツヌノイラツメ（ツヌヒメ）・ヲトヒメの父コゴト（『記』は丸邇之許碁登臣，『紀』は大宅臣木事）と同一人で，和珥氏系から阿倍氏系に変更された者であり，タケクニゴリワケはタカダヒメ所生のオシロワケ子とされていたとみられる（黒田⑨）。日向や襲出自の女は景行の九州遠征段階に娶られたと記されているように，熊襲を始めとする九州平定説話に関係する。この九州平定説話は，ヤマトタケルの東西平定後にその当該地域に将軍が派遣されるなどしたが，九州はオホタラシヒコ（景行の原型の一方）が親征したというのが原型である（黒田⑩）。トヨクニワケ・クニチワケ・クニセワケ（一名ミヤヂワケ）・トヨトワケは，従って，オホタラシヒコの子とされていた可能性がある。他は，母系では「イリ」系・吉備系であるが，父はオホタラシヒコとオシロワケのいずれかは不明である。しかし，オホタラシヒコを含む「タラシ」人名は和珥氏に関わるものであり（前著），オシロワケはオホタラシヒコとオホタラシヒメの間の子として位置付けられていたとみられる（黒田⑫）が，オホタラシヒメはヒコフツオシノマコトの女や孫（ヒコイマスの女）とされていたことが想定されるので，オホタラシヒコ・オシロワケいずれの子であるとしても，和珥氏に関わることになる。

ヤマトタケルの子・孫とされていたとみられるタケヌナカハワケとヒコイナコシワケは，生母は不明であるが，その父と伝えられるオホヒコは，開化の同母兄で穂積臣のウツシコメ所生とされている。穂積氏は物部連と同族であるが，後者は和珥氏と密接な関係，本来和珥氏の下にあったとみられるので，前者も同様と想定できる（黒田②）。また，ヤマトタケルもその妻の一人に穂積氏のヲトタチバナヒメがおり，その所生ワカタケルの系統はヤマトタケルの嫡系の如く『記』に見える。ヤマトタケル自体も和珥氏と関係すると言えるのであり，このヤマトタケルと吉備族が，現系譜で吉備族の女がヤマトタケルの母と妻となっているように，つながっている。

総じて，「ワケ王」は和珥氏と関係する者と言うことができるということになる。

「諸国之別」について。

「諸国之別」の始祖とされる者で，「ワケ王」に関して述べた者を除いて見てみることにする。

タギシミミから分立されたタギシヒコが血沼之別・多遅麻之竹別の始祖とされることになった理由は不詳であるが，ヤマトタケル系に位置付けられる所伝も有していたことは前述の通りである。開化孫ヲザホ・ムロヒコはヒコイマスとサホノオホクラミトメとの間の子で，まさしく和珥氏系である。開化曾孫ミカドワケはヒコイマス子タニハノヒコタタスミチノウシとタニハノカハカミノマスノイラツメとの間の子で，丹波系ではあるが，和珥氏系でもある。垂仁皇子オホナカツヒコは『記』にのみ見えるが，ヒバスヒメ所生であり，ヒバスヒメは和珥氏系とみられる者である（黒田④⑮）。景行皇子イナセイリヒコは出自不記のイカヒメ所生であるが，この位置のイカヒメは，世代からすれば，垂仁皇女イカタラシヒメに当たるとみられる。『記』はイカタラシヒコをヌバタノイリヒメ所生とカリハタトベ所生の二人を挙げ，イカタラシヒメは見えないが，『紀』の伝のように，ヌバタノ（ニ）イリヒメ所生はイカタラシヒメとみるべきであろう。ヌバタノ（ニ）イリヒメ・カリハタトベいずれを生母としても，イカタラシヒメは和珥氏系である。景行孫・オホウス子オシグロノエヒコは三野国造カムオホネの女エヒメ所生とされる。これは『紀』の美濃国造カムホネ女エトホコに当たるとみられるが，カムオホネはヒコイマスの子とされる（開化記）ので，和珥氏系である。タケカヒコは吉備族のオホキビタケ〔ル〕ヒメ（『記』）・キビノアナトタケ〔ル〕ヒメ（『紀』）で吉備族系であるが，前述のように，ヤマトタケルは和珥氏系と関わる。アシカガミワケはヤマシロノククマモリヒメ所生で和珥氏系とされているとみられる。

以上のように，「諸国之別」の始祖も，直接の関係を有さない者もあるが，和珥氏系と関係すると言い得る。要するに，「ワケ王」も「諸国之別」もともに和珥氏系に関わるということである。このことは欽明～敏達段階での和珥氏系による王統譜形成との関係で「ワケ王」や「諸国之別」が位置付けられたことを示すものであるが，問題は，継体の父方の祖がホムツワケとされた理由と，ホムツワケが垂仁皇子として位置付けられた事情についてである。

Ⅲ　ホムツワケの位置

本節ではホムツワケが垂仁皇子として位置付けられている事情について検討する。

先ず「ワケ王」や「諸国之別」が多く垂仁皇子に関係していることについてである。

実在した「ワケ」大王の最初と思しき者は，景行の原型の一つであるオシロワケ（ホムタノオシロワケ）である。応神（ホムタワケ）や仁徳（オホサザキ，この名は武烈＝ワカサザキとの対応で造作）も「天皇記」段階でオシロワケから分立されたとみられる（前著）ので，それらの子として「ワケ王」が位置付けられている（ないし位置付けられていた）ことは，それなりに史実性を有すると言える。但し，応神皇子ハヤブサワケは，オホサザキと対立する存在として，造作された可能性が小さくないとしなければならない。「ワケ王」全体で見ても，孝霊皇子や開化皇子は，孝霊・孝元・開化の原型が崇神兄

弟（兄）ヒコフツオシノマコト曾孫・ヒコイマス孫・ヒコオス子（ヒコフトニ・ヒコクニクル・ヒコオホヒヒ）やヒコイマス孫・ヤマトタラシヒコ子（ヤマトネコ・ワカヤマトネコ），垂仁生母ミマツ（キ）ヒメがヒコイマスの姉妹とされていたとみられるので，垂仁の孫と同世代に当たるのであり（黒田⑦），垂仁皇子という位置は「ワケ王」の最初の世代になる。

『記』『紀』系譜で垂仁皇子とされる七人の「ワケ王」のうち，オシロワケは本来オホタラシヒコの子として位置付けられていたこと，オホタラシヒコは孝安の原型ヤマトタラシヒコとヒコイマスの孫でヒコタタス（タニハノヒコタタスミチノウシ《『記』》・タニハノミチノウシ《『紀』》の原型の一方）の女ヒバスヒメとの間の子とされていたことが想定される（黒田⑫）。この位置におけるオシロワケは，父系・母系ともに和珥氏系で，「イリ」系とは異なる系統に属するとともに，垂仁皇子ではなく孫の世代に相当することになる。他の垂仁皇子とされる者は本来の位置付け，もしくは本来の世代を伝えているとみられるであろうか。オシロワケがオホタラシヒコと合体されて垂仁皇子とされたことに伴い，他の「ワケ王」も垂仁皇子に位置付けられることになったということも考えられるからである。

現系譜でヌタラシ（ヌテシ）ワケの母ヌバタノ（ニ）イリヒメ所生とされているのは他にイカタラシヒメ（『紀』）もしくはイカタラシヒコ（『記』），イコバヤ（イケハヤ）ワケ生母アザミノ（ニ）イリヒメ所生はアザミツヒメ（『記』）ないしはワカアサツヒメ（『紀』）であるが，それに先立ってヌバタノ（ニ）イリヒメとアザミノ（ニ）イリヒメは，それぞれイニシキイリヒコ・ワカキノイリヒコ・タカキノイリヒメ・イホキノイリヒメとイナセイリヒコの母として位置付けられていたことが想定できる（黒田⑬）。このことからすれば，元の系譜が変改されたことによって，「ワケ王」が垂仁皇子として位置付けられたということはあり得る。しかし，イカタラシヒコは本来ヒコイマス子・オホタラシヒコ父ヤマトタラシヒコ異母兄で垂仁と同世代であり，それが垂仁皇子として位置付けられたのはその妻イカタラシヒメが垂仁皇女とされていたことによるとみられる（黒田⑦）ので，生母はともかくとして，現系譜に見える「ワケ王」が，全てではないのは言うまでもないことにせよ，垂仁皇子として位置付けられていた可能性は否定し難いように思う。

そこでホムツワケの位置についてである。ホムツワケを母系で見れば，ヒコイマス—サホヒコ—サハヂヒメ—ホムツワケで，ヒコイマスの曾孫である。オシロワケは母系ではヒコイマス—ヒコタタス—ヒバスヒメ—オホタラシヒコ—オシロワケでヒコイマスの玄孫であるが，父系では，ヒコイマス—ヤマトタラシヒコ—オホタラシヒコ—オシロワケで，ホムツワケと同じくヒコイマスの曾孫となる。ホムツワケは，現系譜で景行の異母兄とされているように，現系譜に先立つ王統譜で既にオシロワケの異母兄（兄弟）として位置付けられていたとしても，世代的には問題はない。しかも現系譜でも，ヒコイマス—タニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシ—ヒバスヒメ—景行，ヒコイマス—サホヒメ（サハヂヒメ）—ホムツワケ，というように，景行とホムツワケは，母方はいずれもヒコイマスに通ずるが，一世代の相違がある。

和珥氏系のヤマトタラシヒコの子—孫としてオホタラシヒコ—オシロワケが位置付けられたのは和珥氏系による王統譜形成の欽明～敏達段階においてであり，それ以前（継体段階）は多氏と関わる〔オホ〕ヤマトヒコ（崇神〈原型〉の兄弟）とヒコフツオシノマコトの女ヒバスヒメとの間の子としてオホタラシヒコが位置付けられていたと考えられる（黒田⑫）。要するにオホタラシヒコは多氏・和珥氏両系に関わる存在から和珥氏系のみに位置付けが変改されたとみられるのであるが，このオホタラシヒコ系に大和政権発展史上重要な位置を占める存在である雄略が位置付けられている。雄略と継体とが血縁関係にあったことはほぼ承認されている感もなくはないが，それはともかく，継体の祖としてのホムツワケの位置としては，雄略と系統を異にする垂仁の皇子よりは，雄略の父祖に当たるオホタラシヒコの子でオシロワケの兄弟の方が，継体の正統性をより明確に示すと言い得る。

垂仁皇子とオシロワケは，継体段階では，イハレヒコ—崇神（原型）—垂仁—垂仁皇子，イハレヒコ—ヤマトヒコ—オホタラシヒコ—オシロワケというように，いずれもイハレヒコの曾孫になる。また，欽明～敏達段階でも，ミマツ（キ）ヒメ—垂仁—垂仁皇子，ヒコイマス（ミマツ〈キ〉ヒメ兄弟）—ヤマトタラシヒコ—オホタラシヒコ—オシロワケ，というようにオシロワケの方が垂仁皇子より一世代若くなるに過ぎない。垂仁皇子とオシロワケ兄弟とが，「天皇記」より前の段階では，近い世代に位置付けられていたということであるが，このような世代関係で，殊更に雄略と関係する位置ではなく，垂仁に結ぶ位置付けをホムツワケが占めたとすれば，その理由が大きな問題となる。また，「上宮記」系譜に継体の母方の祖として垂仁（伊久牟尼利比古大王）が記されているにもかかわらず，ホムツワケには垂仁とのつながりが見えないことも，ホムツワケが垂仁皇子とされていたことを疑わせるものであるように思う。ホムツワケはオシロワケの兄弟とされていたと考えられる。

このようにみる場合，履中・反正・允恭等がオシロワケの子であるから，「上宮記」系譜の若野毛二俣王—大郎子（一名意富々等王）—乎非王—汙斯王—乎富等大公王（継体）は，それぞれ履中等の世代，イチノヘノオシハ・

安康・雄略等の世代，仁賢・顕宗・清寧等の世代，武烈等の世代，武烈の子の世代となることに問題が生じるかのようである。しかし，前著で指摘し，また後述するように，ワカヌケフタマタは本来『記』に成務皇子と見えるワカヌケであり，ワカヌケ―オホホドという系譜とホムツワケ―オホイラツコ―オヒ―ウシ―継体という系譜とが合体されたのが「上宮記」の系譜とみられる。これによれば，年齢はともかく，継体は現系譜と同様に武烈と同世代になるので，疑問とするには及ばないであろう。

問題は，ホムツワケが垂仁皇子とされるに至った事情と，「上宮記」系譜でホムツワケの父が記されていないこと，継体が，母方で，伊久牟尼利比古大王―偉波都久和希―偉波智和希―伊波己里和気―麻加和介―阿加波智君―乎波智君―布利比弥―乎富等大公王と垂仁の八世孫とされていることとである。

先ずホムツワケが垂仁皇子とされた事情について。「天皇記」段階で，オホタラシヒコと〔ホムタノ〕オシロワケが合体されて景行が成立するとともに，〔ホムタノ〕オシロワケから応神と仁徳が分立され，それぞれ垂仁の皇子・孫・曾孫に位置付けられた。この際に，ホムツワケが，元のオホタラシヒコ・オシロワケとの関係から，景行の兄弟（兄）とされたと想定することは容易である。しかし，オシロワケから応神・仁徳も分立されたのであるから，オシロワケの子や孫とされ，前段階と同様に継体の祖として位置付けられることもあり得た筈であり，他にも事情があったと考えなければならない。ホムツワケは，『記』『紀』では，垂仁の太子的存在ではあるが子孫が伝えられぬ孤立した存在であるのみならず，生母サホヒメ＝サハヂヒメは兄サホヒコの反乱に最終的には同調したとされている。このサホヒコの乱は和珥氏系を否定する「天皇記」段階で造作された説話であるから，ホムツワケが子孫を伝えぬ垂仁皇子とされ継体の祖から排除されたのは，まさしく和珥氏系の存在とされていたことによると考えられる。

ホムツワケの父が記されていない事情については，それを検討する直接の手がかりは全くと言えるほど存在せず，ほとんど推測に頼る以外に方法がないのが現状である。唯一の手がかりとも言い得るのが，「上宮記」系譜が「上宮記曰，一云」として『釈日本紀』に記されていることである。「上宮記」の本伝（正伝）ではなくあくまで「一云」なのであり，『釈日本紀』に本伝が記されていないことは，本伝が『紀』と同様であったことを示唆する。「上宮記」なるものが編纂された段階では継体の父方の祖をホムタワケ大王＝応神とするのが正伝であったが，ホムツワケ王とする所伝もあったため，それを「一云」として記したに過ぎないということである。ホムツワケ以外に関しても，継体の母方系譜のように，『紀』（及び『記』）系譜とは異なったものやそれに伝えられていないものがあったことも「一云」が記された理由とみられることは言うまでもない。

継体が母方で垂仁の八世孫に位置付けられていることについて。垂仁は「イリ」系の言わば嫡子である。この系統に母方が位置付けられれば，継体は前王家と関係するとともに，「イリ」王家の血筋にも連なる存在ということになる。垂仁を母方の祖とする系譜は継体の王位継承の正統性を示すということであるが，垂仁の八世孫という位置についてはどうか。

『記』『紀』系譜では，継体は，父系で，垂仁―景行―ヤマトタケル―仲哀―応神…（四代）…継体，というように，垂仁の九世孫となっている。蘇我氏系の「天皇記」段階の王統譜では，垂仁―景行―応神…（四代）…継体で，継体は垂仁の七世孫になるが，景行はヒコイマス孫・タニハノヒコタタスミチノウシ女ヒバスヒメ所生とされていたとみられる（黒田⑫）。この段階でヒコイマスは，現系譜と同様，開化皇子・崇神兄弟とされたとみられる（前著）ので，景行生母ヒバスヒメは垂仁皇子女と同世代になり，従って，この関係で見れば，継体は垂仁の八世孫と同世代となる。但し，未だワカヌケ―オホホドの系譜が継体の父祖系譜に合体されていなかったとすれば，景行の父系・母系それぞれの場合で，継体は垂仁の六世孫・七世孫の世代となる。

和珥氏を中心に形成された欽明～敏達段階の王統譜では，ワカヌケフタマタがオホイラツコの父とされていなかったとすれば，ヒコフツオシノマコト―ヒコイマス―ヤマトタラシヒコ―オホタラシヒコ―ホムツワケ―オホイラツコ―オヒ―〔ヒコ〕ウシ―継体という系譜になる。この段階では，ヒコフツオシノマコトと崇神とが兄弟，崇神后ミマツ（キ）ヒメがヒコフツオシノマコトの女とされていたとみられる（黒田⑫）ので，垂仁はヤマトタラシヒコと同世代であり，継体は垂仁の六世孫ということになるが，ヒバスヒメはヒコイマス孫・ヒコタタス女でヤマトタラシヒコ妃・オホタラシヒコ生母であったとみられることからでは，継体は垂仁の七世孫と同世代になる。ワカヌケフタマタがオホイラツコの父とされていたとすれば，それぞれの場合で七世孫・八世孫となる。

多氏系と関わる継体段階の王統譜では，垂仁はヒコイマスと同世代，オホタラシヒコはヒコイマス姉妹ヒバスヒメ所生で垂仁の子女の世代に位置付けられていたとみられる（黒田⑫）ので，継体に至る系譜が欽明～敏達段階のものと同様であったとすれば，継体は同様に垂仁の六世孫・七世孫と同世代になる。また，ホムツワケ生母サハヂヒメがヒコイマスの孫であれば，垂仁の七世孫・八世孫の世代となる。

要するに，『記』『紀』前の王統譜形成史上の画期をな

すとみられる継体，欽明～敏達，「天皇記」のいずれの段階でも，ワカヌケフタマタが成立していたとすれば，継体は垂仁の八世孫に位置付けられていた可能性があるということである。継体の父系系譜の形成過程との関係で，母系系譜を考える必要がある。

Ⅳ　継体の祖先系譜と息長氏系始祖系譜

応神記所載のワカヌケフタマタとその子女オホイラツコ（亦名オホホド）・オシサカノオホナカツヒメ・タヰノナカツヒメ・タミヤノナカツヒメ・フヂハラノコトフシノイラツメ・トリメ・サネの系譜は，「上宮記」系譜と異なるところがある―「上宮記」系譜にはタヰノナカツヒメ・トリメ・サネが見えずオシサカノオホナカツヒメに当たるのは践坂大中比弥王とある―とは言え，『記』編者が継体の父系系譜としていることまでは疑い得ない。しかし，この系譜には特異とすべきところがある。それは「上宮記」系譜で継体の曾祖父とされるオホホドが三国君・波多君・息長君・坂田君・酒人君・山道君・筑紫之米多君・布勢君の始祖とされていることである。

継体の他に『記』『紀』で天皇の孫以後の世代の者で即位したとされているのは，景行孫仲哀，履中孫顕宗・仁賢，敏達孫舒明，敏達曾孫皇極（斉明）・孝徳であり，皇極は舒明后，孝徳はその弟という特殊な事情が関係しているので例外的存在であるとすれば，他は天皇の孫であるから，継体の場合の五世孫とは異なるとは言い得る。しかし，息長氏等の諸氏は地方豪族もしくはそれに準ずるものである。継体の父方の祖が地方豪族の始祖でもあるという系譜は継体が地方豪族出自であることを示すものに他ならないのであり，前王家や「イリ」王家とのつながりを主張する系譜とは矛盾するように思う。「上宮記」系譜が継体の母方の祖とするイハツクワケは三尾君の始祖（『記』は羽咋君も）とされる者であることから，地方豪族の始祖でもある者を祖としていても問題とはし得ないとみられるかもしれないが，天皇の生母として地方豪族や県主の出自の女も『記』『紀』に伝えられているのであるから，母系と同様に父系をとらえることはできない。継体の祖が地方豪族の始祖とされる系譜は改作されたものである可能性が小さくないということである。

そこで注目されるのが，『記』・「上宮記」系譜ともにワカヌケフタマタの子の本名をオホイラツコ，亦名・一名をオホホドとするが，『記』では諸氏族の祖名をオホホドとし，オホイラツコとしていないことである。そもそも類似性や共通性を有さない人名や神名は相異なる存在とされていたものであり，何等かの事情で合体されたとみられるが，オホイラツコとオホホドとについては他にも徴証がある。それはワカヌケフタマタ生母のヲトヒメマワカ（「上宮記」系譜，『紀』のヲトヒメ）がワカヌケフタマタ妻モモシキマワカナカツヒメ（「上宮記」系譜，『記』のモモシキイロベ）の妹とされていたことが想定されることである（前著）。オホイラツコとオホホドとは本来相異なる存在であり，オホイラツコが継体の祖，息長氏等諸氏族の始祖がオホホドとされていたとみられる。

オホホドの本来の位置についてはどうか。『記』には成務皇子としてワカヌケが記されている。ワカヌケフタマタの「フタマタ」はこの系統が二流に分かれていることを示すものとみられる（川口勝康，1975年，ここでは継体と雄略等の二系とする）とすれば，ワカヌケフタマタの本名部分はワカヌケであり，『記』の成務皇子ワカヌケと同名ということになる。ワカヌケフタマタの原型ワカヌケは本来成務＝ワカタラシヒコの子に位置付けられていたことが想定される。オホイラツコが本名，オホホドが亦名（一名）とされていることからすれば，オホイラツコが継体の祖でホムツワケの子，オホホドはワカヌケの子に位置付けられていたことが考えられる。ワカヌケがオホイラツコの父ワカヌケフタマタとして継体の父祖系譜に位置付けられたのは，息長氏系と継体とがモモシキマワカナカツヒメ・ヲトヒメマワカ姉妹を通じてつながる系譜を，まさしく同祖関係とするためであったと考えられる。オホイラツコとオホホドとの合体以前は，オホタラシヒコ―ホムツワケ―オホイラツコ…継体，ワカタラシヒコ―ワカヌケ―オホホド…息長氏等，という系譜であったとみられるということである。尚，オホタラシヒコとワカタラシヒコは父子より兄弟の方が相応しい関係であり，いずれもヒバスヒメ所生のヤマトタラシヒコ子とされていたと考えられる（前著，黒田⑫）。

ホムツワケはサハヂヒメ所生であるが，オホイラツコは，ホムツワケが応神に変更されても応神妃として『紀』にヲトヒメが位置付けられているのであるから，「上宮記」系譜と同様に，ヲトヒメマワカ所生とされていたとみられる。ワカヌケ妃は，「上宮記」系譜でモモシキマワカナカツヒメ，『記』では亦名ではあるがモモシキイロベがそれぞれワカヌケフタマタ妃とされていることから，モモシキマワカナカツヒメであったことが想定される。

ワカヌケは『記』では穂積臣等の祖タケオシヤマタリネの女ヲトタカラノイラツメ所生とされているが，ヲトタカラノイラツメはヤマトタケル妃ヲトタチバナヒメから分立されたと考えられる者である（吉井巌，1967年）。ヲトタカラノイラツメの分立については，ワカヌケの生母とされていた者の位置が変更されたことに関係することが先ず考えられる。ワカヌケの本来の生母としては，その父とされたワカタラシヒコと男女の対をなすワカタラシヒメが想定される。ワカタラシヒメは現系譜では雄略皇女とされているが，オホタラシヒコと神功の原型オ

ホタラシヒメ（塚口義信，1971年，三品彰英，1971年）とが対応するように，本来ワカタラシヒコと相対応する女として位置付けられていたとみられる。また，雄略を基にして造作されたのがヤマトタケルとみられる（吉井巌，1967年）ことからすれば，ワカタラシヒメはヤマトタケルの女とされていたと考えられる（前著，黒田③）。

モモシキマワカナカツヒメとヲトヒメマワカは，応神記では，ワカヌケフタマタ妃モモシキイロベとその亦名ヲトヒメマワカヒメとして記されているが，その系譜は，景行記に，ヤマトタケル―オキナガタワケ―クヒマタナガヒコ―ヲトヒメ，と見える。オキナガタワケは息長氏そのものの出自であることを示す人名であるのでこれを省けば，ヲトヒメ（ヲトヒメマワカ）やモモシキイロベ（モモシキマワカナカツヒメ）はヤマトタケルの孫，ワカタラシヒコ妃ワカタラシヒメの姪になるが，この位置は世代的にもオホイラツコやオホホドの生母に相応しい。

ここでワカヌケフタマタとその子女の系譜について考えてみよう。

「上宮記」系譜の践坂大中比弥王は一般に『記』『紀』の允恭后・応神孫オシサカノオホナカツヒメに当たるとされるが，管見では「践」を「オシ」と訓む例は知られない。仲哀紀８年９月条・神功紀摂政前条の穴門直践立の古訓より「践坂」を「ホムサカ」と訓むべきとする説（永井紀代子，1974年）に従うべきであろう。また，オシサカノオホナカツヒメの位置としては応神孫よりカグロヒメ所生応神皇女（『記』）の方が本来的であり，しかもオシサカノオホナカツヒメは景行皇子ヒコヒトノオホエとともに敏達皇子オシサカノヒコヒトノオホエから造作されたとみられる者である（前著）。

オシサカノオホナカツヒメの他にカグロヒメ所生応神皇子女としてカハラタノイラツメ・タマノイラツメ・トホシノイラツメ・カタチが見える。これらの中で，トホシノイラツメは，『記』が允恭皇女カルノオホイラツメの亦名とし，『紀』で允恭后オシサカノオホナカツヒメの妹ヲトヒメを時人が号したとされるソトホシノイラツメが改作されたものとみられる（前著）。ヲトヒメは，藤原宮に居たとあるので，「上宮記」系譜・『記』のフヂハラノコトフシノイラツメに当たるとされ，また，「コトフシ」と「ソトホシ」とが相似る人名であるので，ソトホシノイラツメはフヂハラノコトフシノイラツメと考えられる（『古事記伝』）かもしれない。しかし，「フシ」と「ホシ」は，ｕとｏとの音韻転化はよく知られているので，同じものとみることはできるが，ｋとｓの転化は疑問とすべきところがあり，「コト」と「ソト」は異なるものとみられる。ソトホシノイラツメは，オシサカノオホナカツヒメの妹とされていたことはトホシノイラツメの位置より想定し得るが，フヂハラノコトフシノイラツメとは異なる存在とみるべきであろう。応神皇女オシサカノオホナカツヒメのトホシノイラツメ以外の姉妹弟には，ワカヌケフタマタの女オシサカ（ホムサカ）ノオホナカツヒメの妹・弟と同一人とみられる者は存在しない。このことは，「上宮記」系譜のホムサカノオホナカツヒメに替ってオシサカノオホナカツヒメが位置付けられたことを示すものであろう。ヲトヒメが藤原宮に居たという允恭紀の記述も，ホムサカノオホナカツヒメがオシサカノオホナカツヒメに変更されたことに伴うものであろう。従って，継体に関わるホムサカノオホナカツヒメは雄略等の生母ではなく，雄略と継体とは，継体の父祖系譜では，元来血縁的に繋がる関係ではなかったとしなければならない。（雄略の父母については黒田⑯）。

ホムサカ（オシサカ）ノオホナカツヒメを除けば，「上宮記」系譜と『記』とに共通するのはオホイラツコ（オホホド）・タミヤノナカツヒメ・フヂハラノコトフシノイラツメであり，『記』にのみ見えるのはタキノナカツヒメ・トリメ・サネとなる。「上宮記」系譜よりも『記』にワカヌケフタマタの子女が多く載せられていることについては，オホイラツコとオホホドとが同一人として合体されたが，「上宮記」系譜はその一方を採用したもの，『記』のそれは双方をまとめたものとみれば如何であろうか。然らば，タミヤノナカツヒメ・フヂハラノコトフシノイラツメとタキノナカツヒメ・トリメ・サネの一方がオホイラツコ関係，他方がオホホド関係ということになる。継体の祖先を詳記している「上宮記」系譜が，本来の継体の祖先でなく息長氏に関わるワカヌケの系譜を継体の父祖関係系譜として記しているとは考え難いのではなかろうか。タミヤノナカツヒメ・フヂハラノコトフシノイラツメ及びホムサカノオホナカツヒメは元よりオホイラツコの妹とされ，タキノナカツヒメ・トリメ・サネはオホホドの兄弟姉妹とされていたとみられる。

それではいつの段階でオホイラツコ系とオホホド系とが合体されたと考えられるか。合体に際してワカヌケからワカヌケフタマタが分立されてオホイラツコ（オホホド）等の父とされたが，ワカヌケを成務皇子とする元の系譜も残された。ワカヌケの生母については，前述のように，『記』に伝えられるヲトタカラノイラツメに先立ちワカタラシヒメが位置付けられていたことが考えられるが，この生母の変更とオホイラツコ系とオホホド系との合体が関係するのか否か。

オホイラツコとオホホドとの合体以前はヲトヒメマワカとモモシキマワカナカツヒメがそれぞれオホイラツコとオホホドの生母とされていたと前述したが，逆に言えば，ワカヌケは，ワカヌケフタマタとしてホムツワケの子とされたことにより，ヲトヒメマワカ所生となり，オホイラツコは，オホホドと合体されたことにより，モモ

シキマワカナカツヒメ所生となったということである。この想定によれば，ワカヌケがワカヌケフタマタとしてホムツワケの子とされたことに伴い，所生子を有さぬワカタラシヒメが排除されたが，ワカヌケをワカタラシヒコの子とする系譜も残された（伝わっていた）ことにより，後にヤマトタケル妃ヲトタチバナヒメ（穂積氏オシヤマスクネ女，『紀』）から分立されたヲトタカラノイラツメがワカヌケ生母として位置付けられたと取り敢えずは想定できる。しかし，誰（どのような勢力・氏族）がそのような系譜を造作したかが問われる。

穂積氏は物部氏の同族であり，物部氏等とともに和珥氏の下にあったと考えられる氏族である（黒田②）。和珥氏と穂積氏との関係のみからすれば，ワカヌケの生母がワカタラシヒメからヲトタカラノイラツメに変更されたのは和珥氏による王統譜形成段階＝欽明～敏達期が相応しい。この場合，ワカタラシヒメが排除されたことは，ワカタラシヒメがフタヂノイリヒメ所生のヤマトタケル女とされていた（黒田⑫）ことに関わることが考えられる。ワカヌケは，ワカヌケフタマタとして継体の祖に位置付けられる一方で，成務皇子のままでも残されたが，生母は，垂仁―ヤマトタケル―ワカタラシヒメというように（ヤマトタケルが本来垂仁皇子とされていたことは前著），多氏と関係する「イリ」系（黒田⑧）につながるワカタラシヒメからヲトタカラノイラツメに変更されたとみられるということである。しかし，『記』では，ヤマトタケル妃ヲトタチバナヒメは出自が記されていない。ヲトタチバナヒメ所生のワカタケルはヤマトタケルの嫡系に相応しい人名であり，その系統に，スメイロオホナカツヒコ―カグロヒメを経て，雄略生母とされるオシサカノオホナカツヒメが位置付けられている。雄略の父祖につながる存在とされていたヲトタチバナヒメの出自が記されず，それから分立されたヲトタカラノイラツメが穂積氏出自とされ，しかも父名も『紀』のヲトタチバナヒメの父オシヤマスクネと類似するタケオシヤマタリネである。このことは，和珥氏によってヲトタカラノイラツメが分立されたとは考え難いことを示しているのではなかろうか。和珥氏系の系譜が解体・変改された「天皇記」段階で行われたとみるべきであろう。

オホイラツコ系とオホホド系との合体はどの段階で行われたと考えられるか。「上宮記」系譜でホムツワケの子としてワカヌケフタマタが位置付けられているのであるから，ホムツワケが継体の祖とされていた段階を想定するのが妥当であろう。前述のように「天皇記」段階で継体の父系の祖がホムツワケから応神に変改されたとみられることからすれば，オホイラツコとオホホドとの合体，ワカヌケフタマタの成立は「天皇記」より溯るとすべきように思う。「天皇記」以前で王統譜形成の画期と目されるのは，継体段階と欽明～敏達段階である。継体段階で，オホタラシヒコ―ホムツワケ―オホイラツコと，ワカタラシヒコ―ワカヌケ―オホホドというように，継体系と息長氏系とが独立した系譜（オホタラシヒコとワカタラシヒコとが兄弟でオホイラツコとオホホド生母が姉妹ではあるが）になっていたのが，欽明～敏達段階で両系が合体され，オホタラシヒコ―ホムツワケ―ワカヌケフタマタ―オホイラツコ＝オホホドとなったとみられる。

このようにみてくると，「上宮記」系譜でホムツワケの父が記されていない理由について，いま少し具体的な説明ができるように思う。即ち，ホムツワケは垂仁皇子ではなくオホタラシヒコの子という系譜であったこと，また，オホタラシヒコは景行に当たるが，景行はホムツワケの弟であるという「上宮記」編纂段階の系譜と矛盾することとの関係が考えられるということである。

垂仁の八世孫を継体とする母系系譜と継体の父系系譜との関係について再度みておこう。

ここで先ず注目したいのが垂仁皇子・孫のイハツクワケとイハチワケである。イハツクワケは三尾氏の始祖とされている者であるが，イハチワケも『紀』に景行妃ミヅハノイラツメの兄とある三尾氏磐城別である可能性がある。ｃｈ（ｔ）とｋとの転化は微妙であるが，崇神后を『記』がミマツヒメ，『紀』がミマキヒメとしているのと類似するとともに，『先代旧事本紀』国造本紀羽咋国造条が「三尾君祖石撞別命児磐城別王」とイハキワケをイハツクワケの子としているからである。また，継体の母フリヒメの郷里が高向で，越前国坂井郡高向郷（現福井県丸岡町周辺），三尾氏の本拠は『正倉院文書』山背国愛宕郡某郷計帳に見える越前国坂井郡水尾郷で高向近隣であるとすれば，フリヒメは三尾氏系の女であり，イハツクワケからフリヒメに至る系譜は三尾氏関係のものとみられる。少なくとも「上宮記」系譜は，イハツクワケを垂仁皇子とするのは作為であるとしても，継体の母系が三尾氏に繋がるとしていることは明らかである。

三尾氏は継体妃二人を出しているが，それ以外では前記の景行妃が伝えられるだけである。継体に複数妃を容れているのは三尾氏だけであるにかかわらず，中央での動きは知られない。このことは，継体以後のある段階で，三尾氏が中央から排除されたことを示唆しており，それを継体末年頃からのいわゆる「辛亥の変」に求めるのが私見である（黒田③）。三尾氏が欽明～敏達段階で既に排除されていたとすれば，この三尾氏を継体の母系の祖とする系譜は継体段階で形成されたとみるのが良いように思う。三尾氏の祖イハツクワケは和珥氏に関わるヤマシロノオホクニノフチの女ヲトカリハタトベ（『記』）・カニハタトベ（『紀』）所生である（前著）ことからすれば，欽明～敏達段階も想定し得ないことはないかもしれない。

しかし，三尾氏を介して継体の母系の祖を和珥氏に結ぶというような系譜を和珥氏系が造作したとは考え難いのである。尚，三尾氏（及び羽咋氏）を和珥氏と関係するものとする系譜は，和珥氏が三尾氏を配下に置くかたちで形成されたとみられる。

ところで，オホイラツコもオホホドも，それぞれ継体と息長氏系の祖名として本来伝えられていたか否かについては，疑問を挟む余地があるように思う。「オホイラツコ」は通称的であるとともに継体皇子としても伝えられる人名であり，「オホホド」は継体の名「ヲホド」と大小＝兄弟の対をなす如き人名であるからである。

『記』でオホホドを始祖とする三国氏・坂田氏・酒人氏は，『紀』ではそれぞれ継体皇子マロコ・ウサギ・ナカの後裔とされている。これらの皇子は『記』に見えず，また実在の皇子名とも見做し難いものであるが，それはともかく，三氏が継体の後裔とする系譜を有していることからすれば，息長氏も継体と近い関係にある者を始祖とする系譜を形成していたこともあり得ないことではないように思う。但し，継体の兄弟を息長氏が始祖とした形跡はなさそうであるから，オホホドが始祖名として架上された可能性があるということであり，前記のオホホドの兄弟姉妹は継体のそれでもある可能性も生じる。然らば，同様に，継体皇子名が継体の祖名として架上されたことも否定し去れないと思う。従って，継体の父系系譜は，オホタラシヒコ—ホムツワケ—オヒ—ウシ—継体，というのが元来のものであったということも想定される。この系譜では，景行・応神・仁徳の成立以前はオホタラシヒコ—オシロワケ—履中・反正等という系譜であったとみられるので，オヒは履中・反正・允恭（允恭に相当する者）と，ウシはイチノヘノオシハ・安康・雄略と，継体は仁賢・顕宗・清寧とそれぞれ同世代になり，継体は現系譜より一世代前に位置付けられる。継体皇子安閑・宣化がともに仁賢皇女を后としているのであるから，この継体の世代は現系譜のものよりも蓋然性が大きいと言い得る。しかし，継体は地方出自であるから王統譜における継体の祖先関係系譜は継体段階で初めて現れるとみられ，また欽明～敏達段階ではオホイラツコとオホホドとが合体されているので，祖先系譜が王統譜に位置付けられた当初よりオホイラツコが継体の祖として位置付けられていたとみなければならない。オホイラツコが継体の祖として架上された者であるならば，架上の理由が問われる。

神功は，『紀』では，開化—？—オキナガスクネ—神功，と開化の曾孫となっているのに対して，『記』では，開化—ヒコイマス—ヤマシロノオホツツキマワカ—カニメイカヅチ—オキナガスクネ—神功，というように開化の五世孫となっている。神功の原型オホタラシヒメは和珥氏系と関係する位置付けを有していたと考えられるのであり（黒田⑫），『紀』で名が記されていない神功の祖父はヒコイマスである可能性が大きい。『記』が伝える系譜は『紀』のそれにヤマシロノオホツツキマワカとカニメイカヅチとが挿入されたものと言えるのであり，このような変改は神功が仲哀后，仲哀が開化五世孫とされたことに関わるとみることは容易である。オホイラツコの架上も，この場合と同様に，継体の世代の変改との関係でとらえることは可能であろうか。オホイラツコの架上は継体段階とみられるので，当段階での系譜でみてみよう。

前述のように，垂仁とヒバスヒメが同世代，ヒバスヒメ所生がオホタラシヒコであるから，オホタラシヒコの後裔に，オホイラツコを介さず，ホムツワケ—オヒ—ウシ—継体と位置付けると，継体は垂仁の五世孫の世代に当たることになるが，一方，ヒコイマス（垂仁と同世代）—サホヒコ—サハヂヒメ—ホムツワケであるから，継体は垂仁の六世孫という位置にもなる。しかしいずれにしても，継体を母系で垂仁八世孫とする系譜とは見過ごせない世代的なずれが生じる。ここにオホイラツコが架上された理由が見出されるのではなかろうか。

むすびにかえて

以上，「上宮記」系譜に見える継体の祖先系譜は本来的には（継体段階で）オホタラシヒコ—ホムツワケ—オホイラツコ—オヒ—ウシ—継体という系譜とワカタラシヒコ—ワカヌケ—オホホド…息長氏等という二系に分かれていた（但しオホタラシヒコとワカタラシヒコは兄弟でホムツワケの妻とワカヌケの妻も姉妹）のが，欽明～敏達段階で，ホムツワケ—ワカヌケフタマタ—オホイラツコ（一名オホホド）—オヒ—ウシ—継体と一系に合体・変改されたこと，オホイラツコは，継体が母系で垂仁の八世孫になるという三尾氏関係系譜との関係で，父系と母系とで二世代の差が生じるのを回避するために，継体皇子オホイラツコが架上された者である可能性があることを述べた。しかし，ホムツワケを継体の父系の祖とした事情が依然として残されている。明解に論じることは難しいが，一定の見通しを述べ，むすびにかえることにしたい。

Ⅱで述べたように，「ワケ王」は，「諸国之別」とともに，和珥氏系に関わる。ミヅハワケ（反正）はハヅラワケとともに和珥氏系のイハノヒメ所生，タケクニゴリワケも和珥氏系のタカダヒメ所生とされており，いずれも和珥氏系と密接な関係にあると言える。しかし，これは欽明～敏達段階でのことで，それに先立っては三者はいずれもタカダヒメ所生のオシロワケ子とされていたが，タカダヒメは多氏系であったことが想定される（黒田⑨）。

従って，生母や人名形式から本来的に和珥氏と密接な関係を有すると言える「ワケ王」は，オホタラシヒメ所生オシロワケ，サハヂヒメ所生ホムツワケ，オホヤマトクニアレヒメ(ヤマトクニカヒメ)所生ヒコサシカタワケ，カリハタトベ所生オチ（オホヂ）ワケ・イトシ（イタケ）ワケ，ヲトカリハタトベ（カニハタトベ）所生イハツクワケということになる。

生母でみれば，オホヤマトクニアレヒメ・ヤマトクニカヒメは，欽明～敏達段階では和珥氏系の存在として位置付けられている（黒田⑦）が，「ヤマト」からして元来は磯城に関わる者とされていたことが考えられる。また，カリハタトベやヲトカリハタトベ（カニハタトベ）も和珥氏系であるが，和珥氏の本拠からは離れた山城南部地域に関係する者である。オシロワケとホムツワケが和珥氏系と最も密接に関係することになる。オシロワケはオホタラシヒコとオホタラシヒメとの間の子とされていたが，継体段階ではオホタラシヒコは多氏と関わる「某+ヒコ」形式の人名系譜の直系と言えるヤマトヒコとヒコイマスの姉妹ヒバスヒメとの間の子，オホタラシヒメは和珥氏系のヒコイマスの女とされていたとみられる（黒田⑫）ので，オシロワケは和珥氏系とともに多氏とも関係する存在である。ホムツワケも，オホタラシヒコとの関係で多氏と，サハヂヒメを通じて和珥氏と関係するのであり，オシロワケと同様の位置を有していると言い得る。このことがホムツワケが継体の父方の祖とされたことと関係するのではなかろうか。

継体段階ではかなり多氏の比重が大きい王統譜が形成されたとみられる（黒田⑧）が，継体の父祖関係系譜も同様であったように思う。オホタラシヒコがその一例であるが，モモシキマワカナカツヒメ（モモシキイロベ）も，「シキ」をその名に有していることから，磯城の地域と関係する人名と思う（前著）。モモシキマワカナカツヒメ（ワカヌケ妻・オホホド生母）・ヲトヒメマワカ（ホムツワケ妻・オホイラツコ生母）姉妹は本来磯城系＝多氏系に関わる存在として，王統譜に位置付けられていたとみられる。欽明～敏達段階で多氏系系譜が解体・変改されたが，この時に多氏系と継体系・息長氏系との関係が絶たれ，継体系と息長氏系との一体化が図られるとともに，和珥氏系と息長氏系との密接な関係を示す系譜が形成されたことが想定されるのである。

参考文献

川口勝康

「在地首長制と日本古代国家—帝紀批判と部民史論—」（1975年度歴史学研究会大会報告『歴史における民族の形成』所収，1975年）

黒田達也

①『古代の天皇と系譜』（校倉書房，1990年）

②「蘇我政権成立前史の一研究」（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』〈以下『紀要』〉18，1984年）

③「后妃伝承をめぐって—五世紀中葉～六世紀中葉の政治過程との関係で—」（『紀要』24，1990年）

④「『ヒコ＋某』形式の人・神名とその特徴」（『紀要』25，1991年）

⑤「蘇我氏関係系譜の原型をめぐって」（『紀要』29，1995年）

⑥「眉輪王の変とその関係系譜をめぐって」（『日本古代国家の展開』上所収，思文閣出版，1995年）

⑦「和珥氏関係系譜についての再検討—『ヒコ＋某』形式の人名を中心として—」（『日本書紀研究』第20冊所収，塙書房，1996年）

⑧「多氏と王統譜」（『紀要』30，1996年）

⑨「葛城氏系后妃についての再検討」（『日本国家の史的特質』古代・中世所収，思文閣出版，1997年）

⑩「地方平定伝承をめぐって」（『日本歴史』589，1997年）

⑪「皇族反乱伝承と王統譜」（『紀要』31，1997年）

⑫「『タラシ』関係系譜についての再検討」（『紀要』32，1998年）

⑬「『イリ』系譜についての再検討」（『紀要』33，1999年）

⑭「『息長』を冠する王族の系譜をめぐって」（『紀要』34，2000年）

⑮「丹波関係系譜についての一考察」（『紀要』35，2001年）

⑯「雄略関係系譜についての再検討（Ⅰ）—その本来の父母を中心として—」（『紀要』36，2002年）

塚口義信

「大帯日売考—神功皇后伝説の史的分析—」（『日本書紀研究』第5冊所収，塙書房，1971年）

永井紀代子

「蘇我氏と息長氏の修史事業—釈日本紀所引上宮記系譜の“凡牟都和希王”をめぐって—」（『日本史論叢』4，1974年）

三品彰英

「神功皇后の系譜と伝承—イヅシ族とオキナガ氏—」（『日本書紀研究』第5冊所収，塙書房，1971年）

山尾幸久

「日本古代王権の成立過程について」下（『立命館文学』298，1970年）

吉井　巌

『天皇の系譜と神話』（塙書房，1967年）